

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	26	担当課	建築住宅課
法令名	建築物の耐震改修の促進に関する法律	根拠条項	第23条	不利益処分の種類	建築物の地震に対する安全性に係る認定の取消		
<p>(建築物の地震に対する安全性に係る認定)</p> <p>第二十二條 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3～4 省略</p> <p>(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)</p> <p>第二十三條 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。</p>							